

1) 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

当法人は、患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の患者の行動を制限する行為は行いません。また、予防的拘束も行いません。さらに、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合も、組織一丸となって早期に解除できるよう最大限の努力を払います。

2) 身体拘束廃止のための委員会等の組織について

身体拘束に関する問題点を把握し、改善策を講じるなど、身体拘束廃止に向けた活動の中核的な役割を担い、身体拘束廃止の周知及び実施を行うため、各部門からの代表者で構成する委員会を設置します。なお、委員会の組織および運営については「身体拘束廃止委員会規程」に定めます。

3) 身体拘束廃止のための職員に対する研修について

身体拘束廃止の基本的な考え方や具体的方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に、年2回職員を対象に研修会を開催するほか、新規採用者に対しても研修を実施します。また、研修の開催結果は、記録を作成し保存します。

4) 身体拘束開始時の報告について

緊急やむを得ず身体拘束を開始した際は、身体拘束の状況を身体拘束廃止委員会に報告します。拘束が解除した際も同様に報告を行います。身体拘束廃止委員会は、身体拘束の発生時の状況、身体拘束の発生原因、解除に向けた取り組み等を検証し、当該事例の適正性と適正化策を、職員に周知します。なお、身体拘束等を行う場合には、患者及び家族に速やかに説明し、経時的に報告を行います。

5) 身体拘束開始時の対応について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、切迫性、非代替性、一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。身体拘束を行う場合は、「身体拘束廃止に関する手順書」に沿って対応し、身体拘束の状況について経時的に評価を行うとともに、できるだけ早期に拘束解除すべく努力します。

6) 患者等に対する指針の閲覧について

この指針は、患者及び家族に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、積極的な閲覧の推進に努めます。患者及び家族からの身体拘束に関する相談や、指針に対する問い合わせには、身体拘束廃止委員会の委員が誠実に対応します。

7) その他身体拘束適正化の推進ための必要事項

身体拘束廃止の推進のため、「身体拘束廃止に関する手順書」を整備し、職員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行い、改訂結果は職員に周知徹底します。